

「警察災害派遣隊設置要綱の制定について（依命通達）」の概要

1 制定の経緯

東日本大震災における反省・教訓を踏まえ災害に係る危機管理体制を見直し、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢の拡充を図るもの。

2 要綱の概要

(1) 警察災害派遣隊の設置

即応部隊

- ・ 大規模災害発生時において、直ちに被災地等に派遣され、被災地等から支援を受けることなく活動を実施。
- ・ 広域緊急援助隊（警備、交通及び刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊の4部隊で編成。

一般部隊

- ・ 災害発生から一定期間経過後に、被災地警察等の機能を補完・復旧するために捜索、警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施。
- ・ 支援対策部隊は、一般部隊を構成する他の部隊に先行し、被災地等で警察災害派遣隊が円滑に活動できるよう宿泊所の手配等の活動を実施。
- ・ 特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊及び支援対策部隊の8部隊で編成。

(2) 任務

情報の収集及び連絡、避難誘導、救出救助、検視・死体見分・遺体の引き渡し、緊急交通路の確保、行方不明者の捜索、治安の維持、被災者等への情報伝達、被災地における必要な通信の確保等。

(3) 指揮

警察災害派遣隊は、被災県警察の長（機動警察通信隊は派遣先の機動警察通信隊長、情報通信支援部隊は派遣先の情報通信部の長。）の指揮下に入り活動を実施。

警察庁長官及び管区警察局長は、警察災害派遣隊に係る事務について必要な調整を実施。

3 その他

細目的事項については、局長連名通達を発出予定。